

令和3年度とわだの逸品開発事業 第2次募集案内

十和田市内で生産された農産物の利用拡大と農家所得の向上のためには、地域の特色を活かした、消費者の購買意欲に訴える商品づくりに取り組み、とわだ産品のブランド化を推進することが必要です。

このため、市では、新商品の開発や既存商品のブラッシュアップに対して高い意欲のある事業者を対象に、魅力的な商品づくりを支援することを目的に「とわだの逸品開発事業」を実施することとし、事業に取組む事業者を募集します。

1 事業内容及び対象要件等

(1) 支援内容

- ①商品の開発、改良に関する助言、指導
 - ・販売、流通の専門家
 - ・デザインの専門家
- ②商品完成お披露目会の開催による販促機会の提供
- ③機械設備導入や販売促進活動など商品開発等に係る経費に対する補助金の交付
(予算の上限に達するまで)

(2) 対象商品

開発、製造及び販売する商品の原材料について、十和田市産の農産物を一部使用していること。

(3) 支援する活動と募集事業者数

支援活動	内 容	募集事業者
①新商品開発	新たな商品づくりに取組むもの	
②既存商品ブラッシュアップ	既に販売されている商品の改良を行うもの	2事業者程度

(4) 対象事業者

次に掲げる要件のすべてを満たす個人、民間事業者又は団体とする。

- ①市内に住所又は主たる事務所、事業所等を有すること。
- ②年度内に事業を完了することが見込まれること。
- ③将来にわたり継続的な活動が見込まれること。
- ④市、県等が実施する専門家による相談会に参加できること。
- ⑤団体にあっては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ⑥市税を滞納していないこと。

2 応募方法

(1) 応募方法

- 提出書類：1)「令和3年度とわだの逸品開発事業支援申込書」
2)個人である場合には「住民票」※
法人である場合には「法人の登記事項証明書」
団体である場合には「団体の規約」及び「構成員名簿」
3)完納証明書※
4)新商品開発については、「商品イメージ画像」
5)既存商品のブラッシュアップについては「既存商品のサンプル」
6)その他、計画の実現性を審査するために必要となる書類を提出していただくことがあります。
※2)、3)は、とわだ産品販売戦略課が取得することの同意書の提出に変えることができます。

【補助金の交付を受ける場合に、上記書類に追加するもの】

- 提出書類：7)「令和3年度十和田市加工・販売支援事業費補助金交付申請書」
8)補助対象経費の算出根拠となる「見積書」
9)機械設備等を導入する場合は、設計書・工程表・図面・カタログ
及び規模の決定の根拠

提出先：「とわだ産品販売戦略課あて」に郵送又は持参してください。

提出書類は返却しません。

応募様式は、とわだ産品販売戦略課窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

(2) 募集期間

令和3年6月21日（月）～令和3年7月30日（金）
ただし、予定数に満たない場合は再募集します。

(3) 審査

募集期間終了後、審査会による審査を行い、結果は後日通知します。

3 サンプル等の提供のお願い

開発された商品については、市が行うイベントや情報発信にサンプル品の提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

4 その他

詳細については「令和3年度とわだの逸品開発事業実施要綱」をご覧ください。
(とわだ産品販売戦略課に備え付けているほか、市HPに掲載しています)

5 提出・お問い合わせ先

十和田市役所 本館2階 とわだ産品販売戦略課 販売戦略係
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
TEL 0176-51-6743 FAX 0176-22-9399